

名古屋国税職員労働組合審査会規則附則第三条第一項に規定する審査会長による提案の議決に基づき、名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の建議又は勧告をした場合には、当該建議又は勧告をした内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、令和八年一月一日に施行する。